

水門・陸閘等の操作者に対する 災害補償について

操作者別の災害補償について

【操作者が市町村職員の場合】

- 市町村職員が公務により水門・陸閘等を操作中に被災した場合、「[公務災害](#)」として補償される。
- 上記のうち、[天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦に従事する際に](#)、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において被災したものと認められるときには、[補償が加算される場合がある](#)。

【操作者が消防団員等の場合】

- 消防団員等の公務上の被災は、「[公務災害](#)」として補償される。
- 生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において被災した場合は、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の額が加算される「[特殊公務災害](#)」として補償される。

【操作者が民間企業の労働者の場合】

- 労働者が、[業務として水門・陸閘等の操作中に生じた被災は](#)、「労働者災害補償保険法」に基づく[保険給付の対象](#)となる。

【操作者が自治会等の個人の場合】

- [民間の傷害保険に加入していない限り](#)、補償されない。
- 通常の普通傷害保険の加入では、[天災等\(地震もしくは噴火またはこれらによる津波\)による被災は免責](#)となる。
- 但し、これを復活担保する[特約を付加](#)することで、[天災地変を補償する保険商品](#)がある。

保険活用の事例について

契約書における保険に関する記載内容

- 契約書において保険に関する記載のあるものは、83契約書中8件(10%)である。この8件について内容を整理した。
- 保険の内容について契約書に具体的に記載されたものはなかった。

	委託者	受託者	保険料 契約者	保険に関する記載内容	対象施設
1	A海岸管理者 ※3契約書	自治会・町内会、 民間企業	受託者	● 発注者は、 <u>受注者の当該施設の管理時における人身事故等の対応</u> として、 <u>受注者に対し保険を加入させるもの</u> としその <u>費用は発注者の負担</u> とする。	● 防潮堤(水門、 陸閘、胸壁)3 基または1基
2	B海岸管理者 ※3契約書	不明	委託者	● 操作人が、 <u>水門等の保全、試運転及び操作等による事故(出退勤の途中を含む)により被った傷害及び作業中に生じた損害</u> (第三者に及ぼした損害を含む)を補償するため、 <u>県は傷害保険及び賠償責任保険に加入するもの</u> とする。	● 記載なし
3	C地元市町村 ※1契約書	民間企業	受託者	● <u>業務期間中、賠償金額の限度額20億円以上</u> (想定される機器等の価格) <u>の損害賠償保険</u> (担保内容:施設・業務遂行危険、受託物危険(対人対物対象)) <u>に加入</u> すること。受取人には委託者も含めること。	● 排水機場1基 ● 水門2基
4	D海岸管理者 ※1契約書	地元市町村		● <u>委託料は</u> 、操作等に要する人件費、 <u>保険料</u> として、金〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)(樋門1基あたり〇〇円)とする。	● 樋門19基

保険内容の概要

		A海岸管理者	B海岸管理者	C地元市町村	D海岸管理者	
保険契約者		受託者	委託者	受託者	受託者	
保険料は委託料に含まれるか		含まれない	—	含まれる	含まれる	
保険対象範囲		傷害保険	傷害保険 損害賠償保険	損害賠償保険	傷害保険	
保険料		250,000円/年	傷害: 348,080円/年 損害賠償: 154,930円/年	941,700円/年	334,305円/年	
保険内容	傷害保険	死亡・後遺障害給付額	3,180,000円	5,000,000円	—	10,000,000円
		入院保険日額	4,200円	5,000円	—	5,000円
		通院保険日額	2,800円	3,000円	—	3,000円
		被保険者数	50名	820名	—	3,000名
		補償条件(活動日数の制限等)	36日	—	—	—
		保険にかかる基準の有無 (最低補償内容の規定等)	有	—	—	—
	損害賠償保険	対人賠償支払限度額	—	3億円 (1名につき50,000,000円)	20億円	—
		対物賠償支払限度額	—	10,000,000円	20億円	—
		被保険者数・対象	—	陸閘557基	1人	—
		補償条件(活動日数の制限等)	—	—	—	—
		保険にかかる基準の有無 (最低補償内容の規定等)	—	—	—	—
備考				受取人に委託者を含める		